

諮問日：平成28年9月5日（平成28年度（最情）諮問第16号）

答申日：平成28年12月2日（平成28年度（最情）答申第37号）

件名：最高裁判所調査官室が判例時報へ投稿するに当たり作成した文書の不開示
判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁調査官室が、判例時報に対し、「最高裁民事破棄判決等の実情」及び「許可抗告事件の実情」を投稿するに当たり、①民事の上告事件、上告受理申立て事件及び許可抗告事件の新受件数・既済件数、②破棄判決・破棄決定の件数を把握するために作成した文書（平成26年以降に作成されたもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年8月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は存在しないとして不開示としたが、当該判断は相当である。

2 理由

判例時報の「最高裁民事破棄判決等の実情」及び「許可抗告事件の実情」を執筆、投稿するに当たり、①民事の上告事件、上告受理申立て事件及び許可抗告事件の新受件数・既済件数、②破棄判決・破棄決定の件数をどのように把握したかは、執筆者によって異なるが、執筆者から要望があった場合には、最高裁判所において執筆者への提供を目的としてこれらの事件数を記載したメモを作成し、執筆者に提供しているが、このような場合であっても、当該文書は執筆者に交付済みであり、最高裁判所は、これに関する司法行政文書は保有していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年9月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 同年11月28日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たものである。

これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は存在しないとしてこれを不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないか不明であると主張して苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を相当としている。

そこで、本件開示申出文書の存否について検討する。

- 2 最高裁判所事務総長の説明によれば、判例時報に「最高裁民事破棄判決等の実情」及び「許可抗告事件の実情」を執筆、投稿するに当たり、そこに記載する事件数を把握する方法として、執筆者から要望があった場合には、最高裁判

所においてメモを作成し、執筆者に提供しているが、当該文書は執筆者に交付済みであり、最高裁判所は、これに関する司法行政文書は保有していないとのことである。

判例時報に掲載された「最高裁民事破棄判決等の実情」及び「許可抗告事件の実情」をみると、そこには「本稿で紹介する統計数値は調査官室内で把握した概数である」などとの記載があり、執筆者である裁判官は、最高裁判所の調査官室から何らかの方法により統計数値を取得したことがうかがわれる。しかし、これらの投稿が個人名で行われていることも考慮すると、最高裁判所が執筆者に統計数値を提供するために作成した文書があったとしても、それは、その写しをとるなどして最高裁判所において保有し続けなければならないものとは考え難い。

そうすると、最高裁判所事務総長の上記説明は合理的であるといえ、最高裁判所において本件開示申出文書は保有していないものと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした原判断については、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人